



関東運輸局プレスリリース

平成24年6月22日

<問い合わせ先>

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

担当 五十嵐、藤井、勝亦

電話 045-211-7271

<配布先>

横浜海事記者クラブ

神奈川県政記者クラブ

関東運輸局記者会 (ハイタク等専門誌)

有限会社陸援隊に対する事業許可の取消処分について

国土交通省関東運輸局では、貸切バス事業者である有限会社陸援隊に対し平成24年4月30日、同年5月2日及び同年5月9日に特別監査を実施しました。

その結果、道路運送法等関係法令の規定に違反している事実を確認し、違反行為に対する処分日車数に付された違反点数が242点となり、「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する処分基準について」(平成21年9月30日付け関東運輸局長公示)、記5.

(1)①に定めるところによる違反点数の累計が81点以上となり、事業の許可の取消処分に該当することとなったため、同事業者に対して、平成24年6月16日に聴聞を実施し、別紙28項目の違反事実について、事実相違ない旨の陳述がありました。

つきましては、下記のとおり平成24年6月22日付けで道路運送法第40条の規定に基づく許可の取消処分を行いましたので、お知らせ致します。

記

1. 処分内容

一般貸切旅客自動車運送事業の許可の取消し

2. 違反行為の概要

別紙

有限会社陸援隊への立入検査において確認された法令違反事項

- ・認可を受けずに車庫の新設・廃止をしていたこと。
(道路運送法第15条第1項)
- ・届出をしないで事業計画(営業所に配置する事業用自動車の数)の変更を行っていたこと。
(道路運送法第15条第3項)
- ・発地及び着地のいずれもが営業区域外に存する運送を行っていたこと。
(道路運送法第20条)
- ・休憩、仮眠又は睡眠のための施設の変更届出を怠っていたこと。
(道路運送法施行規則第66条第1項第6号)
- ・運転者の過労防止に関する措置が不適切であったこと。
(道路運送法第27条第1項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項)
- ・運転者の健康状態の把握が不適切であったこと。
(道路運送法第27条第1項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)
- ・点呼の実施及び実施結果の記録が不適切であったこと。
(道路運送法第27条第1項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第24条)
- ・乗務記録の記録が不適切であったこと。
(道路運送法第27条第1項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第25条)
- ・運行記録計による記録を怠って運行していた事業用自動車があったこと。
(道路運送法第27条第1項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第26条第1項)
- ・運行指示書を作成していないものがあったこと。
運転者に対し、運行指示書による指示をしていないものがあったこと。
運転者に対し、運行指示書を携行させていないものがあったこと。
運行指示書の記載が不適切であったこと。
(道路運送法第27条第1項)

(旅客自動車運送事業運輸規則第28条の2第1項)

- 日日雇い入れられる者を事業用自動車の運転者として選任していたこと。
(道路運送法第27条第1項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第36条第1項)
- 乗務員台帳を作成していないものがあつたこと。また、乗務員台帳の記載が不適切であつたこと。
(道路運送法第27条第1項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)
- 運転者に対する輸送の安全確保についての指導監督の実施が不適切であつたこと。
(道路運送法第27条第1項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
- 高齢運転者に対し、国土交通大臣が告示で定める特別な指導をしていなかったこと。
(道路運送法第27条第1項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)
- 初任運転者に対し、国土交通大臣が認定する適性診断を受けさせていなかったこと。
(道路運送法第27条第1項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)
- 高齢運転者に対し、国土交通大臣が認定する適性診断を受けさせていなかったこと。
(道路運送法第27条第1項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)
- 安全及び服務のための規律を定めていなかったこと。
(道路運送法第27条第1項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第41条)
- 整備管理者に運輸局長の行う研修を受けさせていなかったこと。
(道路運送法第27条第1項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第46条)
- 保安基準に適合していない事業用自動車を運行の用に供していたこと。
(道路運送法第27条第1項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)
(道路運送車両法第41条)

- ・ 日常点検を確実に実施していなかったこと。
（道路運送法第 27 条第 1 項）
（旅客自動車運送事業運輸規則第 45 条）
（道路運送車両法第 47 条の 2）
- ・ 定期点検整備を確実に実施していない事業用自動車があったこと。
（道路運送法第 27 条第 1 項）
（旅客自動車運送事業運輸規則第 45 条）
（道路運送車両法第 48 条）
- ・ 点検整備記録簿を保存していないものがあったこと。
（道路運送法第 27 条第 1 項）
（旅客自動車運送事業運輸規則第 45 条）
（道路運送車両法第 49 条）
- ・ 運行管理規程の規定が不適切であったこと。
（道路運送法第 27 条第 1 項）
（旅客自動車運送事業運輸規則第 48 条の 2 第 1 項）
- ・ 運行管理者に運輸支局長の行う研修を受けさせていなかったこと。
（道路運送法第 27 条第 1 項）
（旅客自動車運送事業運輸規則第 48 条の 4 第 1 項）
- ・ 社会保険等への適正な加入がなされていなかったこと。
（道路運送法第 30 条第 2 項）
- ・ 一般貸切旅客自動車運送事業の名義を他人に運送事業のために利用させていたこと。
（道路運送法第 33 条第 1 項）
- ・ 事業報告書及び輸送実績報告書の提出を怠っていたこと。
（道路運送法第 94 条第 1 項）
（旅客自動車運送事業等報告規則第 2 条第 1 項）
- ・ 事業用自動車に使用者の氏名、名称又は記号及び貸切の表示がなかったこと。
（道路運送法第 95 条）
（道路運送法施行規則第 65 条）

合計 28 件で違反点数は 242 点となる。